



福岡医発第 318 号（総）
平成 21 年 5 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

平成 21 年度福岡県農薬安全使用運動の実施について

標記について、福岡県保健医療介護部長及び農林水産部長より、6 月から 8 月は水稻や野菜等各種作物に発生する病虫害の増加に伴い、農薬を使用する機会が年間を通じ最も多くなる時期であるため、農薬に起因する事故を防止することを目的に、本年も別紙要領のとおり本運動を実施する旨通知がありました。

本運動に対し医療機関としては、別紙要領の第 6 にありますように農林水産部、保健医療介護部並びに管内医療機関等との連携をとりながら農薬事故の把握に協力することにあります。

つきましては、貴会におかれましても本運動の趣旨をご理解いただき、貴会会員へご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事	名取一幸
地域保健副担当理事	毛利康茂
広報担当理事	廣瀬真恵
会長	丸山 泉

21 薬 第 358 号
21 農安 第 139 号
平成 21 年 4 月 28 日

福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬務課生産指導係)

福岡県農林水産部長
(農林水産物安全課生産管理係)

平成 21 年度福岡県農薬安全使用運動の実施について (通知)

農薬の安全使用及び適正な保管管理の徹底については、食の安全の確保、事故防止の観点から、関係機関及び関係者に対し指導いただいているところであります。

特に、6 月から 8 月は水稻や野菜等各種作物に発生する病害虫の増加に伴い、農薬を使用する機会が最も多くなる時期です。

このため、農薬を使用する食品の安全を確保し、農薬に起因する事故を防止することを目的に、本年度も農薬安全使用運動を別紙要領のとおり実施しますので、運動の周知と趣旨の徹底について、関係機関及び関係者に対し特段の指導をお願いします。

問い合わせ先 (担当者)

農林水産部農林水産物安全課生産管理係
担当：宇都宮、林 TEL：092-643-3571



平成21年度 福岡県農薬安全使用運動実施要領

第1 目 的

農薬の使用にあたって、関係法令の遵守すべき事項を周知徹底するとともに、周辺環境への配慮や農薬ラベルの確認など農薬の安全かつ適正な使用により、農産物の安全性確保及び農業生産の安定、農薬使用者を含む県民の健康保持、生活環境の保全に資するため、関係機関の連携による農薬安全使用運動を展開する。

第2 名 称

福岡県農薬安全使用運動

第3 実施主体

福岡県

第4 実施期間

本県では農薬の使用機会が多い6月から8月を「農薬安全使用運動」の実施期間とする。ただし、啓発活動及び指導取締は年間通じて実施する。

第5 運動事項

次の事項を重点に運動を展開する。

- 1 県民に対する運動実施及び趣旨の周知
- 2 農薬の安全かつ適正な使用と危害防止の啓発活動
 - ① 散布前に必ず農薬ラベルを確認(適用作物・使用量や濃度・使用時期・総使用回数)
 - ② 散布時には近隣作物や住宅街への飛散防止を徹底
 - ③ 水田除草剤では止水期間(1週間程度)を遵守
 - ④ 散布後は必ず散布器具(タンク、ホース等)を洗浄
 - ⑤ 防除履歴の正確な記帳
- 3 農薬販売時に農薬安全使用の「声かけ運動」を実施
- 4 農薬販売者及びその他の農薬使用者に対する関係法令(農薬取締法、毒物及び劇物取締法、食品衛生法等)の遵守の徹底
- 5 医療機関との連携
- 6 農薬指導士等による各職域における農薬安全使用運動の展開
- 7 航空防除における農薬安全使用の徹底
- 8 農薬安全使用協議会(地域組織)を核とした農薬安全使用啓発活動の強化

第6 運動の実施

1 県域段階の実施事項

農林水産部、保健医療介護部のほか、関係機関及び団体の緊密な連携のもとに本運動を実施する。

(1) 広報の実施

関係機関の協力のもと、広く県民への周知を図るため、多様な広報手段を活用して広報活動を行う。

(2) 資料の作成と配布

農薬による事故を未然に防ぐため、各種資料を作成配布して啓発を行う。

また、「声かけ運動」として、農薬販売店から購入者に対し、使用基準や注意事項の説明を徹底する。

2 地域段階の実施事項

病虫害防除所長及び保健福祉環境事務所長は、両者協力の上、本運動の趣旨の徹底を図るとともに、啓発に努める。

(1) 講習会の開催

病虫害防除所長は保健福祉環境事務所長とともに、市町村、農業協同組合、農薬販売者を対象に農薬販売時の農薬安全使用対策、危害防止対策、関係法令、その他必要な事項について講習会を開催する。

(2) 農薬使用者に対する指導

病虫害防除所長は地域農業改良普及センター、農業協同組合等地域の指導関係機関と連携して、農薬使用者に対し、農薬使用基準の遵守、農薬使用上の注意事項、農薬の保管管理等について指導徹底を図る。

(3) 職域における啓発

農薬の取り扱いや使用について指導的立場にある農薬指導士を核に、職域での農薬適正使用の取り組みを徹底する。

(4) 無人ヘリコプターの安全対策

地域段階における無人ヘリコプターの安全対策及び協議会活動の強化を図る。

(5) 地域農薬安全使用対策協議会の活動強化

各地域に設立されている農薬飛散影響防止対策会議を農薬安全使用対策協議会に再編し、地域段階における農薬安全使用対策の強化を図る。

(6) 農薬事故の指導対策

ア 医療機関等との連携

農林水産物安全課長は、医療機関等に対し農薬中毒の症状と治療法について解説した資料を配付する。

イ 農薬事故の把握

保健福祉環境事務所長は、管内医療機関等との連携を密にして、農薬事故の把握に努める。

ウ 農薬事故の報告

保健福祉環境事務所長及び病虫害防除所長は、農薬に係る事故状況を把握し、関係各部長に事故を報告するものとする。

(7) 農薬販売者等の指導取締

病虫害防除所長及び保健福祉環境事務所長は、連携を密にし、農薬販売者や農薬使用者等の農薬取扱者を対象に農薬取締法及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査の強化等により指導等の徹底を図る。

農林水産部農林水産物安全課
保健医療介護部薬務課